

平成22年11月26日（金）
愛知県企業庁水道部
水道事業課水道維持グループ
担当 坪井・鈴木 内線5642、5646
(ダイヤル)052-954-6683

県営浄水場の排水処理施設のPFI事業者が決定しました ～事業者の選定及び客観的評価の結果等を公表します～

- 愛知県企業庁では、知多浄水場始め4浄水場排水処理施設整備・運営事業に続く**2例目のPFI事業**です。
- PFI事業者はメタウォーターグループに決定**しました。
- 愛知県営浄水場排水処理施設PFI事業者選定委員会で審査を行った結果、**性能に関して優れた提案と評価**されました。
- この事業により**県企業庁の財政負担縮減額は約31億円、これを現在価値に換算すると約7億円となり、現在価値換算後の財政負担縮減率は約7%**となります。

記

愛知県企業庁では、知多浄水場を始めとする4浄水場^{※1}に続く第2例目としまして、豊田浄水場を始めとする6浄水場^{※2}における排水処理施設（浄水場の水処理過程で取り出された濁り成分を濃縮したうえ、脱水機等で水分を取り除き固形の土として場外へ搬出するための施設）において、脱水機等で水分を取り除き、発生した土を搬出する一連の工程を、PFI法^{※3}に基づく事業として実施することを進めています。

今回、PFI法に基づき事業者の選定を行いましたので、「事業者の選定及び客観的評価の結果」と「審査講評」を公表します。

※1 愛知用水地域の知多、高蔵寺、尾張東部及び上野浄水場

※2 三河地域の豊田、幸田、安城、豊橋、豊川(蒲郡(工水))、豊橋南部浄水場

※3 PFI法(略称):「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」

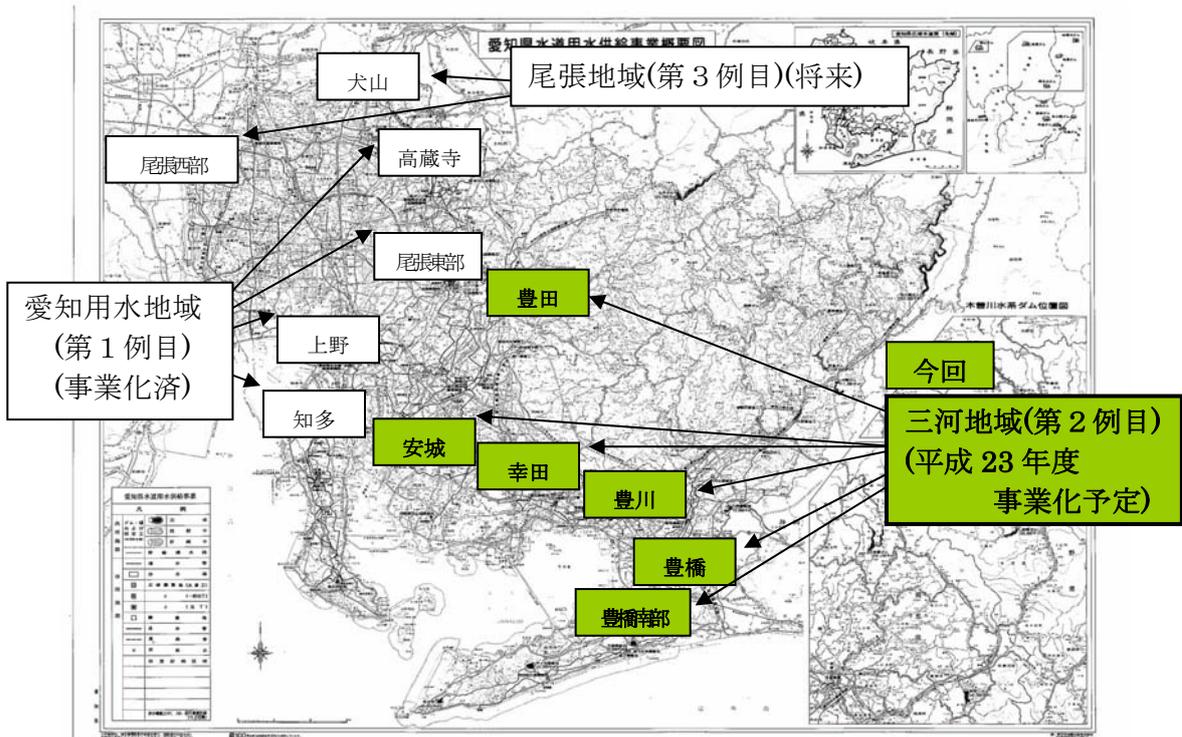
1 PFI事業の概要

(1) 事業の名称

「豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営事業」

(2) 対象浄水場

三河地域の豊田、幸田、安城、豊橋、豊川(蒲郡(工水))、豊橋南部浄水場

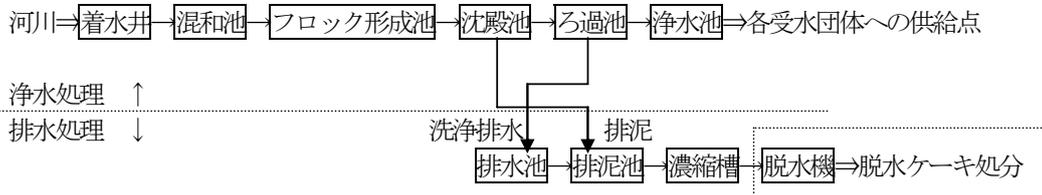


(3) 対象業務、事業期間及び事業形態等

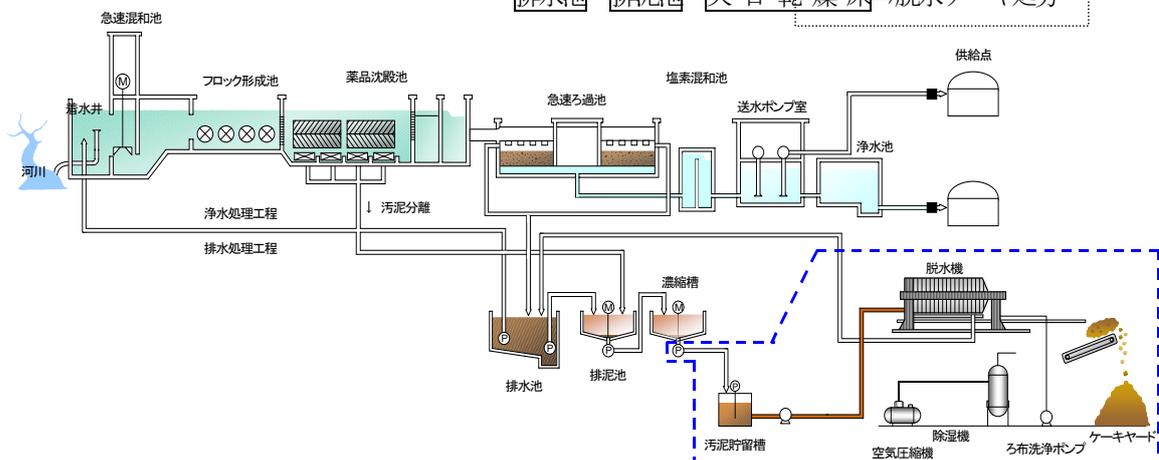
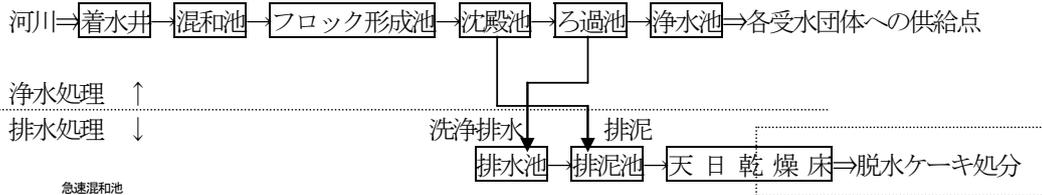
三河地域の水道、工業用水道の6浄水場における汚泥の脱水処理から脱水により生じる脱水ケーキの処分までの一連の工程を対象とします。

ア PFI事業範囲 (網かけ部分)

(機械脱水の場合) (豊田、幸田、安城、豊橋、豊川浄水場)



(天日乾燥の場合) (蒲郡(工水)及び豊橋南部浄水場)



PFI事業範囲 (破線内) : 汚泥の脱水処理から発生土の有効利用までの一連の工程

イ 事業期間

20年間（平成23年度から平成42年度）

ウ 事業形態

サービス購入型（民間事業者が県企業庁から汚泥処理施設の整備費と汚泥引取料として収入を得ることで、PFI事業を運営する方式）

エ 事業方式

BTO（Build-Transfer-Operate）方式（民間事業者が施設を建設したあとに、所有権を県企業庁に移転して維持管理運営を実施する方式）

オ 事業者選定方法

総合評価一般競争入札（価格と性能を総合評価する入札方法）

2 落札者の決定について

(1) 落札者（選定事業者）

メタウォーターグループ

（構 成 員）メタウォーター株式会社

メタウォーターサービス株式会社

月島機械株式会社

（協力会社）三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

(2) 落札額

金13,790,000,000円※

※事業期間中に県企業庁が事業者を支払うサービス購入料を単純に合計した金額（現在価値換算前）であり、消費税及び特別地方消費税額は含みません。

(3) 事業者の選定等

愛知県営浄水場排水処理施設PFI事業者選定委員会を昨年度から今年度にかけて計5回開催して提案書の審査等を行い、メタウォーターグループの提案を優秀と認め事業者に選定しました。

その後、委員会の評定結果をふまえ、県企業庁として本事業の落札者をメタウォーターグループに選定しました。

なお、事業者の選定までの詳細については、「事業者の選定及び客観的評価の結果」及び「審査講評」として、ホームページに掲載します。

(愛知県営浄水場排水処理施設PFI事業者選定委員名簿)

| 分 野 | 氏 名 | 所 属 ・ 役 職 等 |
|--------------------|--------------------|-------------------------------------|
| PFI 総 合 (委員長) | おくの のぶひろ 奥野 信宏 | 中京大学理事・総合政策学部長 |
| 技術(環境)実務 (副委員長) | ふじさわ としはる 藤澤 敏治 | 名古屋大学大学院工学研究科マテリアル 理工学専攻材料工学分野教授 |

| | | |
|---------|----------------------|--------------|
| 法 律 実 務 | やまもと かずみち 山 本 一 道 | 弁 護 士 |
| 金 融 実 務 | みつい さとし 三 井 哲 | 名古屋学院大学商学部教授 |
| 内 部 委 員 | いしはら きみお 石 原 君 雄 | 愛知県総務部次長 |
| 内 部 委 員 | たぐち しょういち 田 口 晶 一 | 愛知県企業庁技術監 |

(4) 提案内容の概要

事業者から提案された提案内容の概要につきましては、ホームページに掲載する「事業者の選定及び客観的評価の結果」の中に示します。

3 客観的評価の結果について

本事業による、県企業庁が直接実施する場合に比べた実質負担縮減額は約31億円、これを現在価値に換算[※]すると約7億円となり、現在価値換算後の財政負担縮減率は約7%となります。

※将来における金銭の価値を現在の価値に換算すること。例えば、現時点の1億円と20年後の1億円とでは価値が異なるため、この2つの価値を比較する際、20年後の1億円が現時点でいくらになるかの換算が必要となる。国の定めるガイドラインにより、PFI事業による公的財政負担縮減率の算定は現在価値に換算して評価することとされている。

4 その他

- (1) PFI法第7条及び第8条に基づく、「事業者の選定及び客観的評価の結果」の公表につきましては、ホームページを参照してください。
- (2) 愛知県PFI導入ガイドラインに基づく、事業者選定にかかる委員会の審議内容等を記載した「審査講評」につきましては、ホームページを参照してください

【参 考】

「事業者の選定及び客観的評価の結果」と「審査講評」の公表

- (1) 愛知県公報掲載日：平成22年11月26日（金）
- (2) 閲覧の場所及び期間
 - ア 場所
愛知県企業庁水道部水道事業課
名古屋市中区三の丸三丁目1-2（愛知県自治センター）
 - イ 期間
平成22年11月26日から平成22年12月10日まで
- (3) ホームページ掲載日：平成22年11月26日（金）
愛知県企業庁水道部ホームページ
アドレス <http://www.pref.aichi.jp/suido/>